解散公告

当社は、平成二十八年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

大阪府大阪市博労町二丁目三番九号

ヤマト　マーチャンダイジング株式会社

代表清算人　奥中　信一

解散公告

当法人は平成二十八年三月三十一日に社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

兵庫県神戸市東灘区田中町三丁目一〇番二五号

特定非営利活動法人ルイース

清算人　八木　知美

解散公告

当社は、平成二十八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

香川県三豊市詫間町詫間六七八四番地の九五

ヌーベル株式会社

代表清算人　青木　剛

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

愛媛県大洲市菅田町宇津甲一二三四番地一

有限会社伊予設備

清算人　田中　良和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十八日目的たる事業の成功の不能により群馬県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

群馬県前橋市三河町一丁目一七番一号

学校法人豊川学園

清算人　河村　昭明

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

東京都大田区久が原五丁目一二番一〇号

日本基督教団南久が原教会

清算人　大三島義孝

解散公告（第二回）

当法人は平成二十七年四月九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

東京都千代田区紀尾井町三番二八号アドミラル紀尾井町ビル四階

財団法人社会環境研究センター

清算人　村井　仁昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

新潟県新潟市中央区鳥屋野南二丁目一八番三号

鳥屋野大島土地区画整理組合

代表清算人　川崎　健輔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年六月十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年三月三十一日石川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

石川県金沢市昭和町一二番六号

学校法人キディ学園

清算人　福光松太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡矢吹町八幡町三八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　矢島キミエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日

福島県白河市明戸一一四番地二

相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市小林町五七番地一、最後の住所茨城県笠間市鴻巣二五七番地

被相続人　亡　室井登美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日

茨城県水戸市中原町八二九番地

相続財産管理人　司法書士　傳谷　新一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡若桜町大字若桜七三八番地、最後の住所埼玉県川越市大字藤間四〇七番地二三

被相続人　亡　熊田　千里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日

埼玉県坂戸市関間四―一二―二四　若葉西口ビル三〇二号室　若葉法律事務所

相続財産管理人　渡邉　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市二和東三丁目二一五番地六、最後の住所千葉県船橋市二和東三丁目四番一一号

被相続人　亡　大場　説雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日

事務所千葉県浦安市猫実四―一八―二七レドンド・ビルⅡ四〇二

相続財産管理人　弁護士　藤岡　康友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区本庄町八丁目一番地、最後の住所東京都東久留米市大門町二丁目一一番一―六〇六号

被相続人　亡　北代冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十一日

事務所東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央